

令和7年度 森林（もり）を守るハンター養成講座実施業務 仕様書

1 事業の目的

本県では、毎年1万5千頭を超えるニホンジカを捕獲しているものの、推定個体数は増加傾向にあり、再造林地や自然植生への被害も恒常的に発生している。山林でのニホンジカ対策は、防護柵や食害防止チューブの設置による防護対策が中心であり、捕獲対策については、狩猟者の高齢化やわな見回りの負担等から、十分に取り組めていない状況である。

ニホンジカ被害を軽減させるため、普段森林で働く林業従事者や森林所有者等を対象に、実践的な捕獲技術やICT技術の活用を普及することで、新たな捕獲の担い手育成とニホンジカの捕獲体制の構築を図る。

2 委託業務の内容

(1) 企画・実施業務

ア 「森林（もり）を守るハンター養成講座」（以下、「講座」という）を、安全かつ効果的に実施するため、以下の①から③を基本とする講座内容とその方法について、具体的に企画・実施すること。

講座のテーマ	開催時期、日数、場所 等
①捕獲基本講習（座学・演習 等） ・ペーパーハンターや狩猟免許取得予定者 等、 狩猟初心者向けの内容とすること ・受講者の捕獲意欲の向上を図ること ※②と同日開催としても可	・開催時期：契約日～翌年1月末まで ・開催場所：県が指定する県内3箇所 ・所要日数：1箇所あたり0.5日間以上 ・受講人数：1箇所あたり10名程度
②わな架設実習（現地1回目） ・狩猟者登録している受講者を対象に、 わなの架設方法を指導するとともに、 架設を体験させること ・わなの見回りの省力化を図るため、 ICT・IoT機器の活用を内容に盛り込むこと	・開催時期：11月15日～翌年2月末まで ・開催場所：県が指定する県内3箇所 ・所要日数：1箇所あたり0.5日間程度 ・受講人数：1箇所あたり10名程度
③捕獲技術習得実習（現地2回目、3回目） ・②で設置したわなについて、 安全に配慮した止め刺し方法を指導すること ・3回目には、わなの撤去を指導すること	・開催時期：11月16日～翌年2月末まで ・開催場所：委託者が指定する県内3箇所 ・所要日数：1箇所あたり0.5日間程度 ×2回ずつ ・受講人数：1箇所あたり10名程度 ・積雪の影響やわなの管理期間等を考慮し、 わな架設から撤去まで、1箇所あたり 概ね1ヶ月以内で実施すること

- イ 講座の開催時期、実施場所及び具体的な内容は、県と協議して決定すること。また、②及び③については、県が指定する3箇所の山林（県東部・西部・南部1箇所ずつを予定）において、原則として、同じ内容の講座をそれぞれ実施すること。なお、講座の実施場所の会場の借上げ及び設営、研修資料の印刷は県が行う。
- ウ 受講者は、県が指定した者とする。なお、②及び③の受講者は、狩猟者登録をした者を原則とするが、それ以外の者でも、見学に限り参加を認めるものとする。
- エ ②及び③については、実施する山林を管理する森林所有者又は林業事業者、地元狩猟関係者等に対し、わなの見回りや捕獲個体の埋設、緊急時の対応等の協力を得られるよう、事前に県が調整を行う。また、わな架設後に錯誤捕獲等、緊急対応が必要となった際、受託者による速やかな対応が困難な場合に限り、県が地元狩猟者等への対応を依頼するものとする。
- オ 受託者は、安全かつ効果的な講座を実施するために、実施場所の事前踏査を行うとともに、次のaからcの準備を行うこと。
 - a 捕獲及び止め刺しに必要な資材、見回りの省力化に必要なICT・IoT機器等の準備
 - b 捕獲率を向上させるための事前の生息状況調査や誘引の実施
 - c 必要な損害保険等への加入や安全対策
- カ 天候等により実施が困難な場合は、日程や内容の変更を県と協議のうえ、柔軟に対応すること。
- キ 受託者は、受講者に対して、講座の効果測定に関するアンケートを作成・集計する。

(2) 講座のスライド等資料作成

講座を実施するにあたり、内容については県と協議のうえ、受託者がスライド等資料の原稿を作成する。

スライド等資料原稿の著作権は、徳島県に帰属する。ただし、受託者が原稿デジタルデータを二次使用する場合、その使用を認める。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 委託料上限額

金5,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

5 再委託について

受託者は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

6 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と併せて、記録写真や講習用スライド資料、アンケート結果等を含めた事業全体の報告書や成果物を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月31日（火）

(2) 提出先

徳島県農林水産部 鳥獣対策・里山振興課 鳥獣対策担当

(3) 部数

- ・ 委託業務完了報告書 1部
- ・ 報告書内容ファイル電子媒体一式（記録写真、講座用スライド資料含む） 1部

7 その他

- (1) 受託者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）、その他関係法令を順守すること。
- (2) 受託者は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。
- (3) 受託者は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (4) 受託者は、委託事業の処理上知りえた秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (5) この仕様書に定めのないものについては、必要に応じて県と協議のうえ、決定する。